

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

施設名称: 洋野町立林郷保育所	種別: 保育所	
代表者(職名) 氏名: (所長) 柏木由美子	定員・利用人数: 30名・22名	
所在地: 九戸郡洋野町大野 47-6-2		
TEL: 0194-77-2856	ホームページ:	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和54年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 洋野町		
職員数	常勤職員: 6名	非常勤職員: 3名
専門職員	(専門職の名称: 名)	日々雇用職員: 2名
	所長: 1名	時間雇用職員: 1名
	保育士: 2名	
	保育助手: 2名	
	調理師: 1名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室: 2室	
	遊戯室: 有	
	事務室: 有	
	調理室: 有	

### ③理念・基本方針

#### 理念

児童福祉施設として、乳幼児の最善の利益を考慮し、その子どもの人権や主体性を尊重し、安全で安心できる環境を整え、養護と教育が一体となった保育をめざします。家庭と地域と連携を図りながら、その福祉を積極的に推進し、子どもの健やかな成長を図ると共に生きる力の基礎を育てるように努めます。

#### 保育方針

- ・家庭や地域との連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て家庭への支援に積極的に取り組み、社会的役割を果たす。
- ・健康で安全、情緒の安定した環境の中で、自己を十分に発揮しながら活動することで、健全な心身の発達を図る。
- ・養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子供を育成する。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

障がい児保育事業

- ・障がい児を受け入れ、同年齢児や異年齢児と共に生活することで成長発達の助長、その処遇の向上を図る。

地域活動事業

- ・保育所開放や保育体験の受け入れ、地域活動事業（異年齢児交流事業等）の実施により、地域の人たちとの交流を図り、保育所に対する親しみと理解を深めてもらう。また、地域の伝承活動の推進を図り、地域伝承活動「大黒舞」を通して、地域と交流し、故郷を愛する心を育む。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 15 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 23 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回目

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけ

地域活動事業計画書を策定し、その内容は保育課程や年間指導計画にも盛り込むなど、地域の関わりについての基本的な考え方を文書化している。畑作りは地域の祖父母に種まきから収穫まで伝授され、その間の交流と関わりは食育活動へと着実に成果を上げている。また、散歩やハロウィン祭り等において地域の方に声をかけ、子どもたちが保育所で元気に生活している様子をアピールしている。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、幼年消防クラブや林郷地区合同運動会への参加、また、大野保育協議会主催の「わんぱく広場」に職員を派遣しボランティア活動を行うなどの交流や支援を行っている。祖父母と交流を楽しみながらの大黒舞の伝承会、敬老会や老人ホーム訪問など、地域の人々と子どもたちが交流する機会を定期的に設けて、保育所や子どもへの理解を得るための取組を積極的に行っている。

◇ 改善が求められる点

保育に関する標準的な実施方法の文書化とそれに基づく保育の実施

年度の事業計画書に「児童の処遇に関すること」として、給食、保健衛生、安全管理、家庭との連携などの事項ごとに、業務目的や進め方のポイントが明記されているほか、年齢別クラスごとにデイリープログラムが作成され、日課の流れに沿った業務内容、手順が明記されている。事業計画書とデイリープログラムによって基本的な業務内容と手順が網羅されているが、一部に記述が大まかな部分が見られる。デイリープログラムを補完するあたりで、例えば、哺乳やおむつ交換、食事、更衣等の身辺面のケアに関する標準的な実施方法の手順書の作成など、発達段階に応じた標準的実施方法の明確化を検討するとともに、手順書等に基づく業務の実施経過の確認の取組についても工夫が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

正職員が少ない現場で、臨時職員と一緒に、時間がない中での資料提出や、毎日、保育をするなかでの受審、いろんな面で大変な思いで臨んだ第三者評価受審でした。

受審にあたり、みんなで取り組んだ保育の振り返りや反省、または、資料提出にあたり、職員間のコミュニケーションが深くなったことを実感できました。

資料提出に関しては、本当に大変でしたが、自分たちの保育を振り返るいい機会となり、課題点や反省も多く出てきましたし、今回の受審結果を踏まえ、自分たちの保育を今一度振り返り、改善点や課題点をふまえて、今後の保育がより良いものとなり、子どもたちの最善の利益へとつながるような保育を考え、実践していきたいと思えます。

また、評価を受けた点では、今以上に努力をし、地域に密着した、地域の保育所として、質の高い保育の提供ができるように、職員の質の向上にも努めていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【林郷保育所】

### 評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>保育所の理念は、「第2次洋野町総合計画」の基本目標2「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」および「子ども・子育て支援事業計画」の「目指すべき姿」や3つの基本理念を達成するためのものとして、保育所内で検討され、「洋野町健康福祉総合推進協議会」の児童福祉部会での協議・決定を受けて作成されたものである。その内容は、子どもの最善の利益及び人権や主体性の尊重、家庭や地域との連携及びそれらに対する支援について書かれており、総合的な子育て支援の視点でつくられている。これらは年度初め及び職員会議等で職員に対して定期的に周知が図られている。一方、保護者に対しては、毎年度配布する「保育のしおり」にてわかりやすい表現に変えて提示しているものの、利用を検討する段階として住民の情報源となる町のホームページにはこれらが明確に示されていない。今後は、住民の視点に立ったホームページ上での情報提供やリーフレットの活用等により、特に利用を検討する地域住民に対する周知が図られることを期待する。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>町の保育ニーズについては、「第2次洋野町総合計画」や「洋野町子ども・子育て支援事業計画」、更に「洋野町人口ビジョン」や「洋野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にて調査・分析されている。保育所としても利用者アンケートを実施し、利用者の保育ニーズの把握に努めているが、これらはあくまで利用している保護者に対して満足度や要望等を調査するものであって、事業の持続可能性や経営状況の把握等を図ることを目的としたものとはいえない。現在は町から他の保育所との統廃合の方針が示され、住民説明会等も行われている中ではあるが、地域住民に対し「子どもの最善の利益」に資する保育環境の理解を促すためにも、より一層の事業環境や経営状況の分析及び情報発信が求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>大野地区内の各保育所所長と福祉課により合同会議が実施され、その中で各保育所の課題について情報共有が図られ、その解決に向けての協議がなされている。保育所内における経営課題分析については、予算折衝・査定に向けた取組の中で協議し、取り組まれている。保育料収入で十分な保育サービスを提供できない状況において、職員配置、人材育成等の面に対策が困難な状況にあり、併せて、町立保育所等再編に関する基本計画の中に平成30年度統合新設の計画もあることから、今後は1つの保育所としての取組だけではなく統合後の経営課題の分析について積極的に参画していくことが望まれる。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>第2次洋野町総合計画(平成29年度～平成33年度)、洋野町地域福祉計画(平成25年度～平成34年度)、洋野町子ども子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)を根拠として、保育理念や基本方針を継承しながら事業展開されている。特に洋野町次世代育成支援地域行動計画を引き継ぐ子ども子育て支援事業計画においては、各保育所の課題を踏まえた提言・意向も策定段階で反映されている。これには、町が目指すべき姿と基本理念、三つの基本的視点が示され、更に実施計画において施策の方向性と保育量の見込み等が、併せて計画の推進及び評価の仕組みについて示されている。一方で、これらに基づく保育所独自の中・長期的な視点による計画はつくられておらず、単年度の事業計画の策定根拠として機能する数年先を見据えて分析した資料の作成が望まれる。収支計画については、総務課による財政計画がこれに当たるが、個々の職員への周知は図られていない。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>単年度の事業計画は、前年度の事業計画を基本としながら、年度末に各職員が行う省察・評価の内容も取り入れながら作成されている。理念や基本方針が上位計画となる子ども子育て支援事業計画を反映したのとなっており、これに基づき「児童の処遇に関すること」、「職員の処遇に関すること」、「保護者に関すること」、保育課程、年齢別年間指導計画、年齢別デイリープログラム、研修年間計画、年間行事計画、食育計画、保健年間計画、安全に関する指導計画、消防計画、避難訓練に関する指導計画で構成されている。予算と照らした町が作成する事業計画書も作成されている。しかし、保育所で作成する単年度の事業計画において「今年度の重点目標」の評価・再設定の仕組みがなく実際にはこれが更新されずに実効性を欠いている他、計画の構成にまとまりがなく機能的になっていない状況は踏まえ、策定方法や全体のデザイン等に更なる工夫が求められる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。</p> <p>次年度の事業計画については所長による評価を基に毎年2月前半に所長から職員へ案が提示され、これに対する意見を集約するとともに、職員がまとめる評価シート及び「1年の省察・評価」を受けて最終的にまとめられる。しかしこの手順について明示された手順書やマニュアル等は整備されていない。また、事業報告書においても取組実績の羅列とこれに対する課題を書き出すところまでとなっており、チェックからアクションに至る取組が十分でないために事業改善を可能とする計画(プラン)となっていない。今後は、事業計画の進捗管理・評価体制を整備し、根拠のある事業実践としていくことが求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>毎年開催される父母の会総会時に「保育のしおり」を配布し、当年度の保育内容等について周知を図っている。その内容は保護者にとってわかりやすい表現・表記となっているが、事業計画の「今年度の重点目標」について記載されていない等、事業計画の内容を十分に伝える内容とはなっていない。行事については父母の会役員会で反省・計画し、総会で内容を決定しているが、行事以外の事業について保護者等が知る機会に限られている。今後は、事業計画の策定段階から保護者の意見を反映する仕組みをつくる中で、同時に周知を図っていくことが望まれる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。</p> <p>事業計画に基づき事業報告をまとめる過程において、保育内容の省察・評価が職員の参加により実施されることとなっている。また、職員会議において月ごとに保育内容の反省をし、次月の取組に活かすようにされている。しかし、組織的にPDCAサイクルで取り組んでいくことについて、現在の職員体制では困難な状況ともなっている。今後について、今回受審した第三者評価を活かし、評価結果をもとに保育所としての優先課題を焦点化し、まずは現在の職員体制でも実現可能で定期的な自己評価の実施の手順を定め、計画的かつ組織的な保育の質の向上に向けた取組を行うことを期待する。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。</p> <p>「1年の省察・評価」を子どもの年齢別に職員がまとめ、その中で「保育所として取り組むべき課題」、「改善すべきこと」、「継続すべきこと」という視点で意見を出し合い、課題の部分は職員間で共有し、可能であれば改善に向けた取組を行っている。しかし、組織的かつ計画的な取組とはなっておらず、課題分析から改善計画を策定するまでには至っていない。今後は、定期的な保育の質の自己評価の実施と併せて課題分析、それに連動した改善計画の策定の手順を整備し、効果的かつ効率的な保育の質の改善に取り組むことが求められる。</p>		

## 評価対象II 組織の運営管理

<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
<b>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</b>		第三者評価結果
10	<b>II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント10</p> <p>所長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。          所長は園だよりや職務分掌において自らの役割と責任を文書化している。職員に対しては会議や研修において、施設長としての役割や責任を伝えるとともに保育の方向性や倫理綱領にふれ職員の意識向上を図っている。有事の際の役割と責任、不在時の権限委任等は保育所事故発生時緊急連絡マニュアルにおいて明確化されている。保育所の経営・管理に関する方針は口頭のみで行われているので、文書化の上、職員に配布し理解度を高めるなど具体的な取組の明確化を図ることが望まれる。</p>		
11	<b>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント11</p> <p>所長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。          所長は、職員会議等で「児童福祉法」、「洋野町コンプライアンス・ハンドブック」、「職員倫理綱領」、「個人情報に関する保育所の方針」などで遵守すべき法令等を職員に周知する取組を行っている。「洋野町コンプライアンス・ハンドブック」に関しては、職員に回覧し読み込んで理解するよう働きかけている。今後、法令遵守の観点での経営に関する研修会への参加や環境への配慮等も含む幅広い分野について、遵守すべき法令等の更なる学びの取組が望まれる。</p>		
<b>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</b>		第三者評価結果
12	<b>II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント12</p> <p>所長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。          所長は、保育の質の現状については定期的な職員会議や園内研修の中で職員に提示し、保育所の課題や改善に向けた話し合いを持つなど、質の向上に向けて努力している。職員との個人面談においても保育に関する考えや意見等の把握に努めている。なお、把握した課題に対する具体的な改善の実践等、組織的な取組にするための体制づくりが望まれるため、今後の更なる指導力の発揮に期待する。</p>		
13	<b>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント13</p> <p>所長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。          所長は、経営や有資格者の配置について担当課との会議で意見交換し、より良い保育ができるよう、担当課への提言や協議を行っているが、町の予算内での実効性を高める取組は困難な状況である。保育所の経営については町の意向が強いと思われるが、今後も担当課と連携し経営の改善や実効性のある取組や努力が期待される。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

<b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>		第三者評価結果
14	<b>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント14</p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。          「洋野町子ども子育て支援事業計画」には実施計画の中で人材の確保・育成及び質の維持・改善・向上に取り組んでいくことについて明示し、人材確保を積極的に進める姿勢を打ち出しているが、実際には実効性のある取組は行われていない。現在は、職員の不足を日々雇用職員や時間雇用職員にて補っている状況である。所長から福祉課へ必要な人材確保について要望しているが、求人を出しても応募者がいない現状がある。保育士の資格のある保護者、OB等へ声かけしたりするが、なかなか難しい状況がある。今後は、町として保育士養成施設への求人活動や資格取得のための補助制度創設等の工夫を検討しながら、有資格者の確保・育成に向けて取り組んでくことが求められる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>正職員の評価については、町の仕組みにおいて「勤務実績評価シート」を活用した評価の実施により、人事基準・処遇水準等を明確に示したうえで人事管理が行われている。この際には、職務の成果や貢献度等にも配慮されている。保育所として望ましい職員像について林郷保育所倫理綱領において明確にし職員に周知されている。一方で、職員研修は計画に基づいて行われているものの、長期的視点に立った育成方針・体制は構築されておらず、保育助手や非常勤職員を含めた職員の専門性や職務遂行能力の評価・改善の取組については十分とはいえない。個々の職員が倫理綱領に書かれた望ましい職員像に近づくための具体的な仕組みの構築について、町福祉課と協議検討することが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>職員体制が十分でなく日々の職務の負担はあるが、特別休暇の確保、夏季休業5日確保等、職員の働きやすさや労働負担の軽減に努めている。また、個別面談の実施により業務上の悩みや個人的な悩みを相談できる場を設けている。町の労働組合が主催する教養講座や食事マナー講座等に参加することができる。異動については約3年くらいの周期となっているが明確に決まっているものではなく、職員からの希望があれば一定の配慮がなされている。正職員と非正職員に福利厚生面での差異があり、働き方改革の流れもあり、改善について検討課題となっている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>全体としては、保育所の倫理綱領において3つの基本方針と8つの目指すべき職員像を明示し、これを読み合わせる等周知を図りながら、これを目標として組織的に取り組んでいる。職員一人ひとりの目標管理という点においては、正職員は町の人事評価による取組の中で「勤務実績評価シート」を活用して目標が明確にされていて、業務の質の向上に努めている。一方、非正規雇用職員については、個々の目標設定等には取り組まれておらず、今後は正職員と同様またはこれに準じた人事評価を行う事で、より質の向上を図ると考えられることから、今後の取組に期待したい。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>保育所独自で策定している倫理綱領において示された期待される職員像に近づくため、職員全員で久慈地区保育所協議会の会員になり職種別・年齢別に企画される研修会に参加できるよう配慮されているが、事業計画書の中で設定している職員研修計画には大まかな方針が示されているのみで、保育所として必要な技術等を分析したうえで研修に参加しているわけではない。また、臨時職員の雇用が不安定であることもあり、全職員個々のキャリアアップに向けた研修システムの構築には至っていない。今後は、臨時職員に期待する専門技術等についても明確に示したうえでそれを獲得する標準的なカリキュラムを検討する等、より積極的な取組が望まれる。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>有資格者の確保は難しい状況で、保育助手や日々雇用職員、時間雇用職員で業務を遂行している。職員体制が脆弱かつ臨時職員の雇用形態も不安定な中での教育・研修の実施には苦労があるが、そのような状況でも保育現場の安全の確保を前提としたうえで年間計画に基づき、職員一人ひとりが積極的に園外研修に参加する機会を設けている。そこで得られた知識や情報を園内研修で復命し、職員全体で研修内容を共有し保育の質を高める努力をしている。大野地区保育所協議会が主催する研修に参加することで、職種別・年齢別研修を受講することが可能ではあるが、時間雇用、日々雇用職員については、時間確保・予算確保の関係で研修会参加は難しく、これからの課題となっている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</p> <p>保育実習マニュアル及び実習生受け入れ規程を整備し、実習生受け入れの目的、受け入れ手順、実習プログラム、遵守事項の提示と誓約手続き等定められているとともに、職務分掌命令簿にて3・4・5歳児担当保育士が実習受け入れ担当となっているが、最近3年間は実習生受け入れの実績がない。町の出身者で実習を希望する者が少ない。実習希望があれば受け入れたいと思いつつ、職員体制も十分とはいえない中で、どのように実習生を確保すればよいか課題となっている。今後は、町福祉課の協力を得ながら保育士養成施設に働きかける等、より積極的な取組が求められる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>町のホームページで保育所の紹介ページがあるが、保育所ごとの理念や基本方針については公開されていない。苦情対応状況については、福祉課と総務課と連絡を取り合いながら施設内掲示板への掲示または広報紙への掲載、父母の会総会での説明等にて公表することとなっているが、匿名の苦情については詳細内容が確認できないことから十分な対応が難しいと認識している。今回受審した福祉サービス第三者評価の結果については保育所としても公表する方針である。地域住民に向けて保育所の理念・基本方針、活動等の公開についてこれまで取組んでおらず、今後は地域住民向けの印刷物等を配布を期待したい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>保育所内で行う事務は起票までの範囲と決まっており、福祉課の指導の下、適正に事務、経理、取引等がなされている。毎月内部監査が行われ、また、定期的に県の振興局による監査があり、これらの結果については所内会議での伝達により職員間で共有が図られている。また、町監査事務局の審査委員による監査も実施され、決算状況は町議会で報告し、認定される手続きを取る仕組みとなっている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>地域活動事業計画書を策定し、その内容は保育課程や年間指導計画にも盛り込むなど、地域の関わりについての基本的な考え方を文書化している。畑作りは地域の祖父母に種まきから収穫まで伝授され、その間の交流と関わりは食育活動へと着実に成果を上げている。また、散歩やハロウィン祭り等において地域の方に声をかけ、子どもたちが保育所で元気に生活している様子をアピールしている。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、幼年消防クラブや林郷地区合同運動会への参加、また、大野保育協議会主催の「わんぱく広場」に職員を派遣しボランティア活動を行うなどの交流や支援を行っている。祖父母と交流を楽しみながらの大黒舞の伝承会、敬老会や老人ホーム訪問など、地域の人々と子どもたちが交流する機会を定期的に設けて、保育所や子どもへの理解を得るための取組を積極的に行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>ボランティア受け入れ規程で基本姿勢を明文化している。中高生の職場体験の受け入れは毎年継続して行っており、感想文としての記録が次の年のボランティア受け入れに反映されている。職場体験中、直接子どもと接する場所で思いがけないトラブルや事故を誘引することもあるので、今後、ボランティア保険の規程や説明など、より詳細に定められたボランティア受け入れマニュアルの整備が必要とされる。地域の学校教育への協力についての基本姿勢の明文化、またボランティアに対して子どもの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行うことが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>乳幼児発達支援連絡会関係機関のフローチャートを作成し、大野保健センターや大野地区保育園、大野地区乳幼児発達支援連絡会、洋野町教育委員会等とネットワーク化が図られている。気になる子どもに対しては個別面談や発達相談、保育所訪問が行われている。また、久慈地区「気になる子どもの相談ネットワーク」との連携も図られている。相談支援員の保育所訪問は定期的に行われ、カンファレンス記録において職員間で情報の共有化を図り、その話し合いの中で、子どもの行動を理解しながらより良い保育の方向性を見出だしている。就学児に向けた「サポートファイルひろの」は保護者と学校、保育所や関係機関等が子どもの良いところ、課題を共有し、子どもの育ちと学びを地域全体で連携しながら支えていくファイルとなっている。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>保育所の園開放や子育て相談の体制、また大野地区子育て支援センターと連携を密に行い、事業案内(子育てに役立つ様々な行事や講演会等)を掲示し保護者への周知を図っている。保育所において、地域に向けた研修会や講演会などを開催する中で保育の理解や、コミュニケーションを活発化する取組を今後推進していくことが期待される。地域防災協力体制を作り、備蓄品などの準備もある。今後、災害時に避難所になることを想定し、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定、確認しておくことが望ましい。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>子ども子育て支援事業計画でのアンケートや保育所開放等において、地域の福祉サービスの把握に努めている。保育所開放では、育児相談を受け付け、その中で保育所生活体験を進めるなど、入所につなげる取組が行われている。今後、民生委員や児童委員との定期的会議や関係機関・団体での連携の中において、この地域でどのような福祉ニーズがあるかを把握し、具体的な事業や活動を計画的に明示するなど、更なる努力が必要とされる。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供についての共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>子どもを尊重した保育について、「保育理念」や「林郷保育所倫理綱領」、「林郷保育所運営規定」に明記され、職員会議やOJTを通じて子どもの人権を尊重した保育を行うことを確認し、徹底を図っているが、定期的な状況把握、評価の取組は十分に行われていない。所長は保育所倫理綱領や事業計画を各職員に配布し、子どもを尊重した保育の実施について、随時、職員への指導助言に努めている。また、本保育所の特色である「大黒舞」の取組等、地域交流が活発に行われ、多世代にわたる多様な触れ合いの体験を通じて、入所児の他者を尊重する気持ちが育まれている。今後、子どもの人権を尊重した保育のあり方について、職員全員による振り返りと研鑽を行う機会を設け、さらに意識の向上を図っていくことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>トイレは個室化され、入所児一人ひとりの持ち物の保管場所が確保されている。プライバシーポリシー(「個人情報保護に関する保育所の方針」及び「個人情報管理規定」)を定め、職員に配布するとともに、守秘義務について職員全員が確認のうえ記名・押印しているほか、所長と職員の面談(年2回)の際にも守秘義務について確認するなど、子どもと保護者のプライバシー保護の徹底が図られている。保育のしおりには個人情報の取扱いについて明記され、父母会の総会で説明されている。職員研修で虐待対応マニュアルの読み合わせを行い、職員全員が虐待について理解を深め、その防止・早期発見等に留意しており、万が一の場合にも関係機関との適切な連携のもとで早期対応、早期支援が可能な現況と捉えられる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報が提供されているが、主たる説明資料は町役場が作成し、保育所独自のパンフレット等を作成・配布する取組は行われていない。町役場作成の「保育所(園)等利用のためのしおり」に利用申請手続きや町内保育所(園)の概要等が記載され、保護者への説明に活用されている。町のホームページでも各保育所(園)の運営内容等が紹介されている。利用手続きは町役場が対応し、その際に保護者による重要事項の確認、同意に係る「保育所(園)等利用に関する確認票」が作成され、その写しが保育所で保管されている。利用希望者に対しては個別に説明し、随時の見学も受け入れている。入所後の説明会では保育所作成の「保育のしおり」により基本理念、運営状況等が保護者に丁寧に説明されているが、例えば、「保育のしおり」の要約版を利用希望者向けに活用するなど、保育所選択に必要な情報提供について、さらなる工夫が望まれる。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>保育の開始・変更に係る手続きは町役場が対応しており、「保育所(園)等利用に関する確認票」により、保育所利用に係る重要事項について保護者の確認・同意を得ている。保護者への具体的保育内容等の説明は、保育所作成の「保育のしおり」により、保育所側から丁寧な説明が行われている。年度末の父母会総会では子どもの成長の様子と次年度の保育の進め方等について保護者への説明が行われ、その理解を得ている。保護者が外国出身であるなど特に配慮が必要な場合には、個別に保護者への説明の機会を設けるなど、きめ細かな対応が行われているが、その際の対応手順等は明確化されていない。特に配慮が必要な保護者への対応に際しての留意点や相談の進め方、他機関との連携のあり方等についての対応手順を取りまとめ、今後の保育実践に活かしていくことが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>保育所卒所時に「サポートファイルひろの」(町教育委員会の書式)を保護者の同意を得て作成し、入学後の新たな環境に子どもたちがスムーズに移行できるよう対応している。健診でのフォロー対象児等の配慮が必要な子どもについては、保護者との個別相談を行い、その同意を得て専門機関に必要な情報提供を行ったうえで発達相談につなげるなど、関係機関とのネットワークを活かしたきめ細かな対応が行われている。保育所卒所の際には、保護者に対して卒所後の相談や子どもに関わる資料閲覧が可能なことを伝えるなど、丁寧な取組が行われている。しかしながら、保育所利用後の相談に係る説明書面や保育所等の変更の際への対応手順等が明確化されていないので、これまでの実践を踏まえた説明書面、手順書の作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その上向上に向けた取組を行っている。</p> <p>保護者アンケートを実施し、各種の行事をはじめ保育所運営全般に関して保護者の意見、要望を把握するとともに、その結果は保護者に周知されており、保護者の満足度は高い状況がみられる。保護者との日々の連絡帳、父母会役員会及び総会、保護者との個別面談など、さまざまな機会を通じて保護者の思い、子どもの思いを丁寧に受け止める取組が行われている。保育所の規模の関係上、利用者満足度の評価・分析等に特化した内部組織は未設置ではあるが、所長を中心に職員会議等で保護者の意見等を踏まえた協議、検討が行われ、保育内容等の改善につなげられている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>苦情に関する規程が整備され、保護者に対しては、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名、窓口の設置、利用方法等が書面により周知されている。現状は保育所の窓口への苦情相談の実績はないものの、町役場に対しては町内保育施設に対する苦情を含む提言が寄せられている。総じて保護者の満足度は高い状況とみられるが、一方で、軽易なものを含め、保護者の不満、要望が潜在している可能性も考えられるので、保護者が苦情を申し出しやすい工夫をするなど、苦情解決の仕組みを有効に機能させるためのさらなる取組が望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>保護者との個人面談(年2回)のほか、日々の連絡帳や送迎機会を通じて個別に相談を受けている。家庭環境や子どもの養育等に悩む保護者については、個別に相談援助が行われ、その内容は記録簿に適切に記載されている。保育所だよりに、相談・意見・要望箱の設置、育児の悩み相談への対応、守秘義務の徹底等、保育所の取組の要点が記載され、保護者に周知されている。さらに専門的な相談等が必要な場合は、町保健センターをはじめ圏域の相談援助機関とのネットワークを活かした対応が行われている。保護者が相談、意見をさらに述べやすくするよう、現状の取組内容や関係機関と連携した対応が可能なことなどを保護者にわかりやすく説明するための文書作成について、検討が望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。</p> <p>アンケートや個別面談(年2回)、日々の連絡帳、送迎機会などを通じて、保護者の相談等が丁寧に受け止められ、速やかな対応が図られている。相談等の結果は記録簿等に記録し、職員間で共有され、日々の保育内容の改善や適切な保護者支援につながっている。複数のチャンネルを通じて保護者の相談、意見等が把握され、日々の保育実践に活かされているが、それらを組織全体で的確に受け止め、保育内容の上向上につなげていくうえでも、相談対応マニュアルの作成が望まれる。</p>		

<b>III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</b>		<b>第三者評価結果</b>
<b>37</b>	<b>III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>リスクマネジメント実施規程を整備し、発生した事故の要因、対応、改善方策等について組織的な協議、検討が行われている。職員会議で子どもの安全確保について周知徹底し、職員に「危険への気づき」を促している。外部業者による固定遊具の点検のほか、施設の安全管理チェックリストに基づき職員が施設内外の安全点検を行い、玩具の点検・消毒や破損部分の補修を行っている。事故発生時対応マニュアルや園外保育マニュアルなどが整備されているほか、安全管理に止まらず、守秘義務の徹底、内部の連絡・確認のあり方、入所児や保護者との接し方など、業務上の重要な留意事項を簡潔に記載した文書を作成し、職員のリスク意識の向上と的確な対応を促している。今後は、顕在化した事故に止まらず、ヒヤリハット事例の積極的な収集・分析に努め、一層の安全確保と保育内容の充実に活かしていくことが望まれる。</p>		
<b>38</b>	<b>III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>感染症マニュアルが作成され、職員全員に周知するとともに、見やすい場所に掲示されている。インフルエンザ予防のための手洗い、うがい、手指消毒の徹底に努めているほか、感染性胃腸炎については嘔吐物処理キットを備え、嘔吐物の処置対策の徹底による感染拡大防止に努めている。保護者に対しては、「保育所における主な感染症一覧」(主な症状、登所停止期間、家庭での注意事項等を記載)により説明し、感染症発生時の対応や拡大防止について理解と協力を得ている。「ほけんだより」に食中毒や感染症関連情報、医療機関での予防接種の実施等の内容を掲載し、家庭での感染症予防のポイント等を保護者に伝えている。感染症マニュアルについて、新たな情報や取組の改善事項等を反映するかたちで、定期的な見直しを行うとともに、職員へのその周知を図るなど、今後の取組の一層の充実に期待したい。</p>		
<b>39</b>	<b>III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>毎月の避難訓練及び年1回の消防署員立会いのもとでの総合訓練を実施している。保護者に対して災害訓練の状況を説明し、避難場所等について、保育所だよりや保育所玄関への掲示により周知している。地震に備え屋内の備品類の転倒防止対策を講じているほか、大雪などによる停電に備えて反射式ストーブを準備している。非常食(パン)及び飲料水を備蓄し(1日分程度)、調理担当職員が備蓄状況をチェックしているが、災害に備えた食料や備品類等のチェックリストは作成されていない。想定される災害のリスクや影響を改めて考慮し、現状の備品等で十分かを確認のうえ、備品リストを作成し、災害対策について、さらに万全を期してほしい。</p>		

### III-2 福祉サービスの質の確保

<b>III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>		<b>第三者評価結果</b>
<b>40</b>	<b>III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>年度の事業計画書に「児童の処遇に関すること」として、給食、保健衛生、安全管理、家庭との連携などの事項ごとに、業務目的や進め方のポイントが明記されているほか、年齢別クラスごとにデイリープログラムが作成され、日課の流れに沿った業務内容、手順が明記されている。事業計画書とデイリープログラムによって基本的な業務内容と手順が網羅されているが、一部に記述が大まかな部分がみられる。デイリープログラムを補完するかたちで、例えば、哺乳やおむつ交換、食事、更衣等の身辺面のケアに関する標準的な実施方法の手順書の作成など、発達段階に応じた標準的実施方法の明確化を検討するとともに、手順書等に基づく業務の実施経過の確認の取組についても工夫が望まれる。</p>		
<b>41</b>	<b>III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>「保育内容、計画の見直し・改善マニュアル」が作成され、保護者アンケートや職員会議等での協議の結果を踏まえて日々の保育内容の改善に努めている。年齢別のクラスごとに指導計画が作成され、指導計画とは別に、毎年度、業務の標準的実施方法を記載している事業計画及びデイリープログラムが作成されている。しかしながら、指導計画の評価・反省結果に基づく事業計画及びデイリープログラムの見直しについて、組織としての取組が十分に行われているとは捉えがたい。事業計画、デイリープログラム、指導計画の位置づけや相互の関連性を改めて整理し、日々の実践の評価・分析結果が業務の標準的な実施方法の見直しに連動していくような仕組みづくりを進め、保育内容の一層の充実につなげてほしい。</p>		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定してる。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>3未満児及び発達面に課題を有する子どもについて、発達の領域ごとの評価を踏まえた個別支援計画が作成されている。発達面に課題を有する子どもの事例では、保護者の理解や町保健センターとの連携のもとで県立療育センターの訪問相談による発達評価と専門的な助言指導を得て、その結果は家庭養育や保育所保育に活かされているなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応がなされている。個別支援計画に基づく保育実践経過を検討するためのケース会議は年に数回程度、不定期に開催されている状況であり、アセスメントから計画の作成、進捗状況の把握・評価、計画の見直しのプロセスについて、明確な手順は定められていない。日々の保育実践をより確かなものとし、その一層の充実を図っていくうえで、アセスメントから計画作成、進捗状況把握・評価等の手順を整えていくことが重要と考えられる。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>「保育内容、計画の見直し・改善マニュアル」が作成され、指導計画に基づく保育実践の記録・反省評価、保育士自身の振り返りや保育所全体の自己評価に基づいて、保育の改善・質の向上につなげていく取組が目指されている。毎月の「週月案」が作成されているが、そこには週ごと及び年齢ごとの保育実践の要点や留意事項等が詳しく盛り込まれ、一覧可能な書面として作成されているため、職員全員が保育実践の目標や具体的内容を共有していくためのツールとしても有用なものとなっている。「週月案」には月ごとの「評価・反省・考察」が担当保育士により記載され、所長に報告されるとともに、職員会議等で改善課題等についての協議・検討が行われている。このような一連の取組プロセスを踏まえた指導計画の評価・見直しの具体的な手順を組織として定め、保育実践のさらなる向上につなげてほしい。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>保育の実施状況は、指導計画に基づく「週月案」、個別指導計画、保育経過記録のほか、連絡帳にも丁寧に記録されている。このほか、「子どもの姿・個別の配慮」として、配慮が必要な子どもへの関わりの留意点等を簡潔に取りまとめた書面が作成され、職員の情報共有に役立てられている。さまざまなかたちで記録が作成されているが、そのための事務的負担も小さくはないと思われるので、簡潔性や効率性を考慮した記録要領の作成を検討するとともに、記録作成に関する職員研修の機会を設けることが望まれる。</p>		
45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>「プライバシーポリシー」として「個人情報に関する保育所の方針」及び「個人情報管理規程」が定められ、保育所長を個人情報責任者として個人情報が適切に管理されている。年度初めに全職員が「守秘義務についての確認書」に記名押印を行うほか、職員会議等で個人情報の保護について周知徹底するとともに、各職員に「プライバシーポリシー」を配布し、理解を促している。保護者向けの「保育のしおり」に個人情報保護の適正な取り扱いを明記し、保護者説明会で説明を行っているほか、保護者の連絡網の作成配付は保護者の同意を得た後に行っている。「個人情報に関する保育所の方針」及び「個人情報管理規程」には情報開示に関する内容が掲げられているが、実際に情報開示を求められた場合の対応の進め方等が明確とはなっていないので、手順の明確化について、今後の検討が望まれる。</p>		

## A-1 保育内容

<b>A-1-(1) 保育課程の編成</b>		第三者評価結果
A①	<b>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>洋野町が策定している「子ども子育て支援事業計画」を基に、林郷保育所の保育方針、保育目標を定め、保育課程の編成が行われている。保育課程は、子どもの発達過程を踏まえ、地域の特色や混合保育の実態に即した編成となっている。今年度、保育課程の見直しは、所長・保育に関わる中心的職員によって行われている。今後、全職員の共通理解のもとで、協力体制を確かなものにしていくには、保育課程と指導計画による、保育実践の振り返りの評価を職員全員で行い、次の編成に生かしていくことが期待される。</p>		
<b>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</b>		第三者評価結果
A②	<b>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>昭和54年に開設した当時の保育所としては、画期的なデザイン建築で随所にこだわりが見える。しかし、現在入所している子どもの年齢構成に対する保育環境に不備が生じている。そうした中、子どもが生活するに安全で、心地よく過ごせるよう様々な工夫がなされている。ホールの柱・ステージの角・備え付けの棚等にクッション材を巻きつけ、危険防止をしている。ドアやイス、棚、食事前後のテーブルは消毒液に浸したタオルで拭き、ままごと・ブロックなど玩具は週に一度消毒して、清潔な保育環境の提供に努めている。保育室2か所とホールの限られた広さを、子どもが思い思いに遊べるよう、静と動の活動の調整を図っている。ホールは全身を使った遊び、保育室ではままごとや絵本を見るなど保育の工夫をしている。冬季期間の隙間風対策にダンボール(鮮やかな色の紙を貼っている)を窓に設置している。</p>		
A③	<b>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>子どもの家庭環境や生活リズム、発達の状況等、一人ひとりの個人差を把握し、職員間で共通理解を持った援助が行われている。年度初め、所長から職員に対し、子どもの欲求や気持ちに沿った援助・保育のあり様等の保育方針が示され、職員間の共通理解を深めている。子どもの内面や状況を理解し、個々に配慮した保育の実践や取組状況は、「個別の指導計画」、「保育経過記録」、「観察記録」から確認することができた。</p>		
A④	<b>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>個別指導計画及び経過観察記録を通して、一人ひとりの子どもの発達状況に応じ、適切な援助に取り組んでいることが確認できた。保護者と情報交換を行い、子どもの家庭環境や生活リズムに考慮した援助がなされている。子どもと一緒に食事を摂りながら、握り箸に気付かせたり、食事姿勢を注意している。手洗い場に掲示している「マスコットの手洗い写真」に親しみを持たせ、丁寧な洗い方を無理なく身につけさせるようにしている。衣服の着脱は4・5歳児のたたみ方を3歳児が見て学び、手伝ってもらいながらも自分でやろうとする気持ちを育てている。活発に体を動かした活動(戸外遊びも含む)の合間にお茶を飲んだり、休息をとる(床に寝てゴロゴロする)など、基本的な生活習慣が身に付くよう支援している。</p>		
A⑤	<b>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>自然豊かな土地柄や条件を保育に取り入れ、子どもの主体的な活動と子ども相互の関わりを丁寧に育てている。乳児・幼児の異年齢児が、常に生活と遊びを共にしながら、やりとげたこと・満足感を共有できるよう、保育に配慮がなされている。散歩コースの坂道を登り、下りの体力作り、大木から舞い散る大きな葉っぱを拾い集めたり、広がる牧草地で思い切り駆け回る等、身近な自然を存分に楽しんでいる。最近では、クマの出没や蜂の襲来等があり、散歩の回数を減らす等の対策を行った。また、小学校のマラソン大会の日時に合わせ、走ってくる生徒の応援に出かけたり、散歩の途中で、校庭に出ている小学生と声を掛け合う等、親しい関係が築かれている。老人施設訪問、祖父母交流収穫祭、地域合同運動会等、地域との関わりを体験し、子どもが主体的に活動できる環境を整備している。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント6 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 未熟な乳児の健康と安全面において、保育室などの環境が十分とは言えない。動き回る1・2歳児と共に過ごす保育室は、0歳児の環境条件に必要な、安全確保の対策と工夫が求められる。一人ひとりの子どもの育成歴は、各家庭から提供してもらった「問診表」で把握し、個別に配慮した保育が行われている。保護者と毎日交わす連絡帳や送迎時の会話で、子どもの育ちに関する連携を深め、一人ひとりの子どもの状態に沿った保育を進めている。個別の指導計画は細やかに記録されている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 一人ひとりの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めながらも、さりげない援助と言葉をかけ、やり遂げる喜びを持てるようにしている。探索活動ができるよう環境を整え、様々な遊びや体験を取り入れている。園庭で遊びながら隣接する畑に行き、収穫できそうな野菜を摘み取り給食室に届けている。年長児の雑草取りを真似て、園庭の草に興味を示している。地域運動会、祖父母交流、ハロウィン祭など、1・2歳児なりの参加を通し、保育士以外の大人と関わる機会が多い。保護者と毎日交わす連絡帳で子どもの育ちを共有している。連絡帳は相談事以外にも、家庭や保育所で起きたエピソードの記載もあり、保育士と保護者双方の信頼に結びついている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 林郷保育所は、3歳・4歳・5歳児の混合保育形態である。発達年齢に応じた計画を立案した上の混合保育は、保育者の力量が問われるが、一人ひとりの子どもに合わせた保育を実践している。日々、生活を共にし遊ぶ中で生まれる憧れや労わりの心を大切に育てている。製作は年齢別に教材の準備をして、無理なく作品を仕上げる。運動遊びは年齢に合わせた指導で、子どもの意欲や興味を育てている。保育所に隣接する畑の野菜づくりと収穫を、4・5歳児が中心となってやっている。トマト・ナス・ピーマン・枝豆・カブ・大根・さつま芋・ジャガイモ・メロン・スイカと多種であり、雑草ぬき(夕刻の時間)、水やりは遊びの一環となっている。3歳児は年長の作業を真似て「この草はほくの～」と言いながら園庭の草抜きあそびを楽しんでいる。ハロウィン祭り、おゆうぎ会、クリスマス会等に、地域の人々や小学生を招待して、育んできた表現活動(踊り・劇・歌)を発表し、交流する機会を設けている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント9 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 障害のある子どもの発達過程や状況を把握し、安心して保育所生活を過ごせるよう、個別計画の基で保育が進められている。障害に応じた施設の改修には至らないが、コーナーガードや波型クッションを用意し、事故防止に努めている。入所後、子どもの発達の課題に気づいた時は、保健センターに相談、助言・指導を受ける等、行政・関係機関などとの協力・連携が図られている。保護者と連携をとり、子どもの安定と発達を支えている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 午後4時30分になると、3歳未満児保育室に子どもたちが集合する。大よそ10名の異年齢児が思い思いの遊びをしながら迎えを待ち、午後5時30分～6時に全員帰宅する。保育所と保護者双方の連絡、伝言は「早番・遅番引き継ぎ」で確認がされている。長時間の保育を利用する子どもは少数ではあるが、今後は保育の内容や方法、職員の協力体制などを指導計画に位置づけることが望まれる。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>評価者コメント11 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 保育所の子どもが小学校を訪問したり、小学生を保育所に招くなど交流する機会を設けている。散歩時、校庭に出ている生徒と言葉を掛け合ったり、小学校のマラソン大会では沿道に出て応援をしている。行事交流としては、小学校・保育所・地域合同運動会、ハロウィン祭り、ゆうぎ会、クリスマス会などで、歌やダンス、ゲームを小学生と共に楽しみ、小学校以降の生活に見通しを持てる機会になっている。小学校教員が保育所を訪問し、子どもの遊びや生活を観察した後、家庭状況等の確認を行っている。保護者が就学の見通しをもてるよう、個人面談や参観日で説明して、保護者の不安に配慮した対応がなされている。</p>		

<b>A-1-(3) 健康管理</b>		第三者評価結果
---------------------	--	---------

A⑫	<b>A-1-(3)-①</b> 子どもの健康管理を適切に行っている。	<b>b</b>
----	-------------------------------------	----------

評価者コメント12  
 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。  
 保育所は集団で生活する場であり、集団として子どもの健康と安全に努めることが求められる。子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルの整備が必要とされる。一年に一回、保護者から子どもの「生育歴票の」確認を経て、家庭での生活状況、既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等の情報を得ている。「保健計画」を作成し、指導計画と連動させた保育の取組がなされている。毎月「ほけんだより」を各家庭に配布し、季節的に注意が必要な感染症の情報や、子どもの健康に関する情報について、イラスト等を活用し、言葉遣いも工夫しながら知らせている。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研修を実施しており、午睡時は5分毎に「睡眠時チェック」を実施している。保護者には「ほけんだより」でSIDSに関する情報を周知している。

A⑬	<b>A-1-(3)-②</b> 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	<b>a</b>
----	--	----------

評価者コメント13  
 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。  
 歯科検診後、虫歯の位置をイラストに色塗りした「検査表」を家庭に配布し、保護者の理解と要治療児への受診を促すようにしている。保育所の歯磨き指導は、3歳未満児は食後・おやつ後に保育者が仕上げ磨きを行い、3歳以上児は砂時計を使い、3分間、丁寧な歯磨きに取り組めるようしている。歯の大切さや体の仕組みなど、絵本や紙芝居を用いて関心を持たせている。

A⑭	<b>A-1-(3)-③</b> アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	<b>a</b>
----	--	----------

評価者コメント14  
 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。  
 アレルギー疾患に関する資料を職員に配布しているが、各個人への周知に留まっている。今後は全職員が参加する研修等の機会を設け、共通理解を持って保育に取り組むことが望まれる。現在、アレルギー疾患・慢性疾患に該当する子どもはいないが、「アレルギー対策は、緊急を要する事案もあることから、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の理解を深め、「緊急対応マニュアル」の作成が急務である。保護者から子どもの病気に関する情報の聴き取りは行われている。

<b>A-1-(4) 食事</b>		第三者評価結果
-------------------	--	---------

A⑮	<b>A-1-(4)-①</b> 食事を楽しむことができるよう工夫している。	<b>b</b>
----	--	----------

評価者コメント15  
 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。  
 洋野町食育推進計画の基に、保育所が提供する「食育計画」を作成し、子ども一人ひとりが食べることを楽しめるよう、環境を整え保育に取り組んでいる。給食では、地域の特産の木工食器を使用している。子どもたちが育てた野菜や果物を給食に取り入れたことで、苦手な食材も食べようとする子どもの姿がみれる。さらに、調理担当者が「旬の野菜」をペーパーサート・絵本を使い、食への関心を高めている。お店やさんごっこのレストランは、調理場で下ごしらえした食材(パン・ハム・野菜)を、年長児がサンドイッチに仕上げ、年少児と共に外食の雰囲気を楽しんでいる。「食育便り」を毎月発行し、乳幼児期の食育の大切さや季節に関わる注意事項を伝えている。提供した食事やレシピを掲示し、保護者が子どもの食に関心を持てるようにしている。

A⑯	<b>A-1-(4)-②</b> 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	<b>a</b>
----	--	----------

評価者コメント16  
 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。  
 調理担当者は、子どもと一緒に食事をしながら、喫食状況を観察し(食材の大きさ・量・食べ進み具合)、食事提供の改善に活かしている。誕生会に提供する献立は地元の食材を調達し、地産地消の安心を目指している。地域の食文化としては、みみこ餅・みそ餅・小豆ぱっと・せんべい天ぷら等がある。行事食は、七夕そうめん・栗ごはん・お月見ハンバーグ・おせち給食・お餅等を献立に取り入れている。保護者に対しては、年2回試食の機会を設け、子どもの食に関心を高め、安心な食事への理解を深めている。「調理室衛生マニュアル」に沿って衛生管理は適切に行われている。

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>		第三者評価結果
--------------------------	--	---------

A⑰	<b>A-2-(1)-①</b> 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	<b>b</b>
----	---	----------

評価者コメント17  
 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。  
 保育所の保育方針や日々の保育の意図等については、入所時説明会・送迎時の対話・懇談会等において、保護者に伝えている。他、保育所便り・クラスだよりで子どもの遊びや、日常生活の姿を知らせたり、行事に向けた取組を伝えている。規模が小さい保育所であり、保護者と職員の情報交換は比較的円滑に行われているものの、保護者と交わした情報交換の内容によっては記録に残すことが求められる。その際、記録すべき内容を標準化することも必要となる。現在実施している「保育参観」の他、今後は保護者が子どもと直接ふれあい、働きかけることができる「保育参加」の実施が期待される。

<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>		第三者評価結果
A⑱	<b>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント18  保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。  保護者が安心して子育てができるよう、保護者と交わす会話や連絡帳の相談、悩み等に対し、丁寧に向き合い応えている。現在の職員体制は、所長と保育士(主任保育士不在)となっていることから、保護者からの相談に対する支援体制を整備する必要がある。保育士の役割分担を明確にし、組織として保護者を支援する取組の整備が望まれる。</p>		
A⑲	<b>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント19  家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。  保育所は日頃から、虐待など権利侵害となる兆候を見逃さないよう、保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことを求められている。子どもの心身の状態や保護者の養育状況など、家庭での虐待など権利侵害が疑われるような場合には、所長に情報が必ず届くような体制を整える必要がある。今後、職員に対し、早期発見・早期対応に向けたマニュアルの研修を実施し、継続的に意識づけを図っていくことが望まれる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

<b>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</b>		第三者評価結果
A⑳	<b>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント20  保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。  保育士の自己評価を定期的に行っているが、年一度の保育実践の振り返りでは、十分な検討と改善につなげることは難しい。自己評価を振り返る視点として「子どもの育ちを捉える」と「自らの保育を捉える」を基に、全職員が保育の質の向上に向けた「自己評価」へと取り組むことを期待する。</p>		